

# 島根県報

号外第一五号

平成十五年二月二十八日

(火曜日)

## 島根県規則第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第二条 法第五条第五項の証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 法第二十一条第二項において準用する法第五条第五項の証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

(土砂災害警戒区域等の明示の方法)

第三条 省令第三条の土砂災害警戒区域及び省令第五条の土砂災害特別警戒区域の明示の方法は、平面図によることとする。

(特定開発行為許可申請の添付図書)

第四条 法第九条第一項に規定する特定開発行為の許可を受けようとする者は、省令で定めるもののほか、次に掲げる図書を省令第七条第一項に規定する特定開発行為許可申請書に添えて知事に提出しなければならない。

一 開発区域の土地の登記簿謄本

二 地籍図

三 造成面積求積図(縮尺五百分の一以上)

四 斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真

五 申請者の法人税又は所得税の納税証明書及び申請者の資力等に関する申告書(様式第三号)

六 工事施行者の法人税又は所得税の納税証明書及び工事施行者の能力に関する申告書(様式第四号)

島根県知事 澄田信義

## 規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進(砂防課)に関する法律施行細則

## 目次

### 公布された条例等のあらまし

◇島根県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(規則第九号)

#### 一 規則の概要

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に伴い、関係する書類に関して定めるとともに、特定開発行為に関する許可手続きについて定めることとした。

#### 二 施行期日

公布の日から施行する。

## 規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

七 その他知事が必要と認める図書

2 省令第七条第二項の計画説明書の様式は、様式第五号のとおりとする。

3 省令第七条第四項の計画図のうち土地利用計画図、造成計画平面図及び造成計画断面図は、土砂災害特別警戒区域を明示したものでなければならない。

(許可標識)

第五条 法第九条第一項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る工事の期間中、同項に規定する特定開発行為をする土地の見やすい場所に、標識(様式第六号)を設置するものとする。

(特定開発行為の変更許可等)

第六条 法第十六条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可を受けようとする者は、省令第七条第二項から第五項まで及び前条第一項各号に掲げる図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを、特定開発行為変更許可申請書(様式第七号)に添えて知事に提出しなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による届出の様式は、様式第八号のとおりとする。

(特定開発行為廃止届の添付図書)

第七条 法第十九条の規定による届出は、省令第十六条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- 一 特定開発行為廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載したもの
- 二 廃止時における当該行為の状況を示す図面及び写真
- 三 その他知事が必要と認める図書

(地位の承継)

第八条 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、地位の承継の原因を証する書類を地位承継届出書(様式第九号)に添えて知事に提出しなければならない。

(地位承継の承認申請)

第九条 許可を受けた者から当該許可に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継しようとする者は、次に掲げる図書を地位承継承認申請書(様式第十号)に添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者(地位を承継しようとする者)の能力に関する申告書
- 二 その他知事が必要と認める図書

(特定開発行為の休止)

第十条 許可を受けた者が当該許可に係る特定開発行為を六月以上休止しようとするときは、遅滞なく、休止届(様式第十一号)を提出しなければならない。

(書類の提出)

第十一条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二部を作成し、特定開発区域を管轄する支庁長、土木建築事務所長又は土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

6 cm	第 号	身 分 証 明 書		
	2.5 cm	写 真	所 属	
		2.5 cm	氏 名	
			職 名	
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p>				
	発行年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
			島根県知事	印
	8 cm			

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋  
(基礎調査のための土地の立入り等)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途がない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かななければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第1項に規定する立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項に規定する損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項に規定する協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払いを受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

様式第 2号 (第 2条関係)

(表)

6 cm	第 号	身 分 証 明 書		
		所 属	氏 名	職 名
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第1項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>				
	発行年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
				島根県知事
				印
8 cm				

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜すい

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われる対策工事の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第3号 (第4条関係)

資力等に関する申告書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所

氏名

電話 ( )



開発行為を行うために必要な資力等については、下記のとおりです。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金			千円
法令による登録等					
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
	人	人	人	人	
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関					
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、その他
			歳	年	
宅 地 造 成 経 歴	工 事 名 称	工事施行者	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
				m <sup>2</sup> 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m <sup>2</sup> 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m <sup>2</sup> 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
添付 図書	1 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書 2 財務諸表 (過去1年間)				
備考	1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。				

様式第4号 (第4条、第9条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所

氏名

電話 ( )

㊟

開発行為に関する工事を完成するために必要な能力については、下記のとおりです。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金			千円
法令による登録等					
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
	人	人	人	人	
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円
主たる取引金融機関					
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、その他
			歳	年	
宅 地 造 成 経 歴	工 事 名 称	元請、下請の別	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
				m <sup>2</sup> 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
				m <sup>2</sup> 千円	年 月 日着工 年 月 日完了
添 付 図 書	1 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書				
	2 財務諸表 (過去1年間)				
	3 工事経歴書				
備 考	1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。				
	2 「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。				



## 4 特定開発区域内の土地の現況

(1) 区域区分 いずれか該当するものに○印をすること。

- イ 市街化区域
- ロ 市街化調整区域
- ハ イ及びロ以外の都市計画区域
- ニ その他

(2) 地域地区 いずれか該当するものに○印をすること。

- イ 用途地域
- ロ その他の地域地区

(3) 土地の概要

	宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	そ の 他	計
面 積 (㎡)						

## 5 土砂災害特別警戒区域内の土地利用計画

(1) 計画の概要

	建 築 物		公共施設用地	公 益 的 施設用地	そ の 他	計
	制限用途	制限用途以外				
面 積 (㎡)						

(2) 予定建物の用途 :

## 6 周辺への影響について考慮した事項

(1) 特定予定建築物の周辺

(2) 開発区域の周辺

備考 この説明書は、開発地域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区ごと）について作成すること。



様式第 6 号 (第 5 条関係) .

特 定 開 発 行 為 許 可 標 識

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 第 号

許 可 の 期 間 年 月 日 从 年 月 日 以 来

開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称

開 発 区 域 の 面 積 平 方 メ ー ト ル

特 定 予 定 建 築 物 の 用 途

許 可 を 受 け た 者 の 住 所 ( 所 在 地 )

氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ) 電 話 ( )

工 事 施 工 者 の 住 所 ( 所 在 地 )

氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ) 電 話 ( )

住 所 工 事 監 理 者 の 氏 名 電 話 ( )

80  
cm

90cm

様式第 7 号 (第 6 条関係)

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定により、下記のとおり特定開発行為の変更の許可を申請します。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 特定開発行為の許可番号

年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

この申請は、別記条件を付して許可する。

許 可 番 号

年 月 日

島根県知事

印

様式第8号 (第6条関係)

特 定 開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定により、特定開発行為の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 対策工事等着手予定年月日	変更後 年 月 日	変更前 年 月 日
2 対策工事等完了予定年月日	変更後 年 月 日	変更前 年 月 日
3 その他の理由	変更後の用途	変更前の用途
4 特定開発行為の許可番号	年 月 日 第 号	

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

この届出を受理する。

受 理 番 号

年 月 日

島根県知事

印

様式第 9号 (第 8条関係)

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

承継人 住 所  
氏 名 ④  
電 話 ( )

次の者から許可に基づく地位を承継したので、島根県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名  
住所  
氏名
- 2 許可を受けた「開発区域に含まれる地域の名称」
- 3 特定開発行為許可の年月日及び番号  
年 月 日 第 号
- 4 承継年月日  
年 月 日
- 5 承継の理由

この届出書を受理する。

受 理 番 号

年 月 日

島根県知事 ④

様式第10号 (第 9 条関係)

地 位 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

承継人 住 所  
氏 名 ④  
電 話 ( )

次の者から土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 9 条第 2 項の規定により、次の開発許可に関する工事を施行する権原を取得したから、当該特定開発許可に基づく地位の承継をしたいので、承認を受けたく申請します。

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名  
住所  
氏名
- 2 許可を受けた「開発区域に含まれる地域の名称」
- 3 特定開発行為許可の年月日及び番号  
年 月 日 第 号
- 4 承継年月日  
年 月 日
- 5 申請の理由

この申請を (別記条件を付して) 承認する。

承 認 番 号

年 月 日

島根県知事



平成十五年二月二十八日印刷  
平成十五年二月二十八日発行

様式第11号 (第10条関係)

休 止 届 出 書

年 月 日

島根県知事

様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話 ( )

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為許可 (変更の許可を含む。) を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 休 止 期 日

年 月 日

3 再開予定年月日

年 月 日

4 休 止 理 由

5 開発区域の状況及び休止期間の保全計画

この届出書を受理する。

受 理 番 号

年 月 日

島根県知事

印

発行者

島

根

県

発行所

松江学殿南町

松島陽根県庁

定価一箇月

金二千四百二十円 (送料共)